情報漏えい対応費用特約（JK）

この特約が付帯された**「保険契約」**は、この特約で定める規定のほか、この**「保険契約」**を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

1.　補償条項

この特約の適用に限り、専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）1.（補償条項）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

1.1　情報漏えい対応費用補償

「当会社」は、**「保険期間」**中に最初に**「発覚」**した**「情報漏えい」**に起因して**「被保険者」**が被る**「情報漏えい対応費用」**に対して、保険金を支払います。ただし、**「発覚」**の日から起算して 180 日の期間内に行う**「情報漏えい対応」**に要した費用に限ります。

2.　拡張補償条項

この特約の適用に限り、普通約款 2.（拡張補償条項）の全文を削除して適用します。

3.　免責条項

この特約の適用に限り、普通約款 3.（免責条項）を次のとおり読み替えて、または次の規定を追加して適用します。

3.1　3.4（詐欺、不正行為、故意）を次のとおり読み替えます。

詐欺、不正行為、故意

直接であると間接であるとを問わず、**「被保険者」**の詐欺その他の不正行為（不正な不作為を含みます。）または故意による法令違反に起因するか、または関連するもの。ただし、**「役員」**がこれらの行為に関与したか、または行為を認識している場合に限ります。

3.2　3.8（先行行為）を次のとおり読み替えます。

先行行為

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因するか、または関連するもの

(a)　**「保険期間」**が開始する前に最初に**「発覚」**した**「情報漏えい」**

(b)　**「初年度保険開始日」**前に**「役員」**が認識していたか、もしくは認識していたであろうと合理的に判断される**「情報漏えい」**

3.3　派遣労働者の漏えい

「会社」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条に規定される派遣労働者を派遣している場合、直接であると間接であるとを問わず、当該派遣労働者が派遣先で行った行為に起因するか、または関連するもの

4.　損害賠償請求時の手続き条項

この特約の適用に限り、普通約款 4.1（損害賠償請求の通知）を次のとおり読み替えて適用します。

情報漏えいの通知

(a) **「被保険者」**は、**「情報漏えい」**について、**「発覚」**後遅滞なく書面により**「当会社」**に通知しなければなりません。ただし、当該通知は、**「保険期間」**終了日から起算して 90 日以内にしなければなりません。

(b) この**「保険契約」**におけるすべての通知には、次に掲げる事項が含まれなければなりません。

（i）　**「発覚」**した**「情報漏えい」**の具体的な内容（**「被保険者」**が**「情報漏えい」**を最初に認識した経緯および関連する日付を含みます。）

（ii）　関係者の詳細

5.　一般条項

この特約の適用に限り、普通約款 5.（一般条項）を次のとおり読み替えて適用します。

5.1 5.1（支払限度額）を次のとおり読み替えます。

支払限度額

この特約で設定されている支払限度額は、**「情報漏えい」**が**「発覚」**した回数またはこの特約に基づき保険金を請求する**「被保険者」**の数に係わらず、それぞれ**「保険期間」**中の支払限度額とします。

5.2 5.2（免責金額）を次のとおり読み替えます。

免責金額

「当会社」がこの特約により補償する**「情報漏えい対応費用」**については、**「免責金額」**は適用しません。

5.3 5.3（保険適用地域）を次のとおり読み替えます。

保険適用地域

この特約における補償は、**「会社」**が日本において遂行する**「事業」**にのみ適用されます。ただし、**「情報漏えい」**の発生地域は、日本国内外を問いません。

6. 用語の定義

この特約の適用に限り、普通約款 6.（用語の定義）を次のとおり読み替えて、または次の規定を追加して適用します。

6.1 6.2（事業）を次のとおり読み替えます。

「事業」とは、**「保険証券」**に記載の**「会社」**の事業活動か、または記載が無い場合は、**「会社」**の全事業活動をいいます。

6.2 6.5（会社）を次のとおり読み替えます。

「会社」とは、保険契約者をいいます。

6.3 **「情報」**とは、**「個人情報」**をいいます。

6.4 **「個人情報」**とは、次に掲げるいずれかのものをいいます。

(a) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(b) **「マイナンバー」**その他の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する個人識別符号が含まれるもの

6.5 **「マイナンバー」**とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定される個人番号をいいます。

6.6 **「情報漏えい」**とは、**「個人情報漏えい」**をいいます。

6.7 **「個人情報漏えい」**とは、**「事業」**に係わり、**「被保険者等」**の義務違反により、**「個人情報」**が漏えいすることをいいます。

6.8 **「情報漏えい対応」**とは、**「情報漏えい」**が**「客観的に明らかな場合」**において、**「情報漏えい」**により想定される悪影響または悪評を防止または限定する目的で、**「当会社」**の事前の同意の上で**「被保険者」**が日本国内において行う次に掲げる初期対応をいいます。

(a) **「情報漏えい」**の件数および**「被害者」**の特定

(b) **「情報漏えい」**の原因究明

(c) **「被害者」**に対するお詫び状の作成および送付

(d) **「被害者」**または**「情報漏えい」**のおそれのある個人との通信

(e) 記者会見の開催

(f) 新聞紙上での謝罪広告の掲載

(g) 公的機関への報告

(h) 見舞金または見舞品の支払および送付

(i)　**「コンサルタントの雇用」**

6.9　**「情報漏えい対応費用」**とは、**「情報漏えい対応」**により**「被保険者」**が負担する次に掲げる費用をいいます。ただし、(j)で記載の費用を除き、**「情報漏えい対応費用」**には、**「従業員」**の給与その他内部諸経費を含みません。

(a)　**「情報漏えい」**の件数および**「被害者」**の特定に要する費用

(b)　**「情報漏えい」**の原因究明に要する費用

(c)　**「被害者」**に対するお詫び状の作成および送付に要する費用

(d)　**「被害者」**または**「情報漏えい」**のおそれのある個人との通信に要する費用（外部委託費用を含みます。）

(e)　記者会見の開催に要する費用

(f)　新聞紙上での謝罪広告の掲載に要する費用

(g)　公的機関への報告に要する費用

(h)　**「見舞金・見舞品費用」**

(i)　**「コンサルティング費用」**

(j)　**「従業員」**の臨時交通費または臨時宿泊費

「情報漏えい対応費用」における（支払限度額）は、50 万円とします。

6.10　**「コンサルタントの雇用」**とは、**「情報漏えい」**により想定される悪影響または悪評を防止または限定する目的で、**「被保険者」**が危機広報会社、危機広報コンサルタント、危機管理会社または法律事務所を雇用することをいいます。

6.11　**「コンサルティング費用」**とは、**「コンサルタントの雇用」**に基づき**「被保険者」**が要する危機広報会社、危機広報コンサルタント、危機管理会社または法律事務所に対する合理的な報酬および関連費用をいいます。

6.12　**「客観的に明らかな場合」**とは、**「情報漏えい」**に関して、次に掲げるいずれかの要件が満たされた場合をいいます。

(a)　**「会社」**による公表または書面による**「被害者」**または**「被害企業」**への通知

(b)　**「会社」**による公的機関への報告

(c)　その他、(a)または(b)に準ずるものとして、**「当会社」**が同意したもの

6.13　**「発覚」**とは、**「被保険者」**（ただし、不正行為による**「情報漏えい」**に関与したか、または認識している**「被保険者」**を除きます。）が**「情報漏えい」**を最初に認識することをいい、次に掲げるいずれかに基づく認識を含みます。

(a)　メディアによる報道

(b)　インターネット上での公表

(c)　**「第三者」**または**「下請負業者」**から**「被保険者」**になされる通報または報告

6.14　**「見舞金・見舞品費用」**とは、**「被害者」**に対する見舞金または見舞品の支払および送付に要する費用であって、**「当会社」**が事前に同意したものをいいます。ただし、当該見舞金または見舞品が**「被保険者」**もしくは**「被保険者」**の子会社もしくは親会社（以下この項において「被保険者グループ」といいます。）の商品もしくはサービスであるか、または被保険者グループの商品もしくはサービスの購入を目的とした金券である場合は、**「見舞金・見舞品費用」**とは、**「被害者」**に対する見舞金または見舞品の支払および送付に要する費用から被保険者グループの営業総利益を除いた額をいいます。

「見舞金・見舞品費用」における１人あたりのサブリミット（支払限度額）は、**「被害者」**１人につき 500 円とします。

6.15　**「被害者」**とは、自らの**「個人情報」**を漏えいされた本人をいいます。

6.16　**「第三者」**とは、**「被保険者等」**以外の個人または法人その他の組織をいいます。

6.17　**「被保険者等」**とは、**「被保険者」**および**「下請負業者」**をいいます。

6.18　**「下請負業者」**とは、**「被保険者」**が**「個人情報」**の管理に係わり法律上の損害賠償責任を負う請負業者、下請負業者または代理業者をいいます。